



職場の 健康づくり 応援します!

センター事業は
すべて**無料**でサポート!

業務のご案内

独立行政法人労働者健康安全機構

長崎産業保健総合支援センター

地域産業保健センター



働く人の「こころ」と「からだ」の健康が企業の未来を明るくする!



長崎産業保健総合支援センターの業務

長崎産業保健総合支援センターでは、事業場で産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。

労働者健康安全機構は、厚生労働省所管の独立行政法人です。

1 産業保健関係者からの専門的相談対応

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフが当センターの窓口（事前予約）、電話またはメール等で相談に応じ、解決方法を助言します。また、職場の作業環境管理、作業管理等に関して、専門スタッフが事業場を訪問し具体的な方法を助言します。
※副業・兼業労働者からの健康相談

担当分野：産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、法令、カウンセリング、保健指導、治療と仕事の両立支援

2 産業医生涯研修・産業保健セミナー

産業医、保健師、看護師、衛生管理者等を対象に産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。産業医生涯研修では日本医師会の認定産業医の資格更新に必要な単位が取得できます。



当センターのホームページ「オンライン申込み」にてお申込みください。

3 メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援



事業場から当センターへの相談を電話、メール等で受け付け、メンタルヘルス対策推進員が事業場を訪問し、メンタルヘルス対策への取組である「心の健康づくり計画の策定」、「衛生委員会での調査審議への助言」、「教育・研修計画等の支援」、「ストレスチェック制度の導入に関する支援」等を行います。

●管理監督者向けメンタルヘルス教育

管理監督者等を対象に、管理監督者の役割や取組み事項等に関して、メンタルヘルス教育のデモンストレーションを行い、メンタルヘルス教育の方法についてご説明します。

●若年者向けメンタルヘルス教育

就労して間もない若手層の自殺防止対策のため、若年労働者に対して、セルフケアを促進するための教育を行います。

4 治療と仕事の両立支援



病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続ける社会を目指す取り組みです。

- がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、若年性痴呆症、その他難病など、反復・継続して治療が必要となる疾病をかかえる患者（労働者）や事業場からの相談対応
- 医療機関との連携による個別調整支援
- 両立支援に関するセミナーや研修会の開催
- 事業場への個別訪問支援
- 情報提供



5 産業保健に関する情報提供等

「ホームページ」、「メールマガジンの配信」、「産業保健関係情報誌『産業保健21』の配布」などを行っています。



メールマガジンの登録は、当センターHPをご覧ください。

※③～④についての申込みは、当センターホームページから所定の申込書をダウンロードしてFAXで送付してください。

センター事業はすべて無料です

地域産業保健センターの業務 (50人未満の事業場対象)

長崎産業保健総合支援センターの地域窓口として、長崎県内5地域（長崎・佐世保・北松浦・県央・壱岐）にある地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

各地域産業保健センターには、産業医の資格を備えた医師が登録されています。

1 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断で、脳・心臓疾患関係の主な検査項目（「血中脂質検査」「血圧の測定」「尿中の糖の検査」「心電図検査」）に異常の所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での指導などを行います。また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師または保健師が相談・指導を行います。

2 健康診断の結果についての医師からの意見聴取



健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、健康保持のための対応策などについて、事業主が医師から意見を聴くことができます。

3 ストレスチェックに係る高ストレス者や長時間労働者に対する面接指導

ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者や、時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、医師が面接指導を行います。



4 個別訪問による産業保健指導の実施

医師・保健師または労働衛生工学の専門家が事業場を訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の健康管理の状況を踏まえ、総合的な助言・指導を行います。



地域産業保健センターの利用には事前の申込みが必要です。

また、利用回数には制限があります。詳しくは産業保健総合支援センターもしくは、地域産業保健センターへお問い合わせください。



※①～④についての申込みは、当センターホームページから所定の申込書をダウンロードしてFAXで送付してください。

センター事業はすべて無料です

